



2026年5月19日

各位

会社名 日本航空株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子
(コード：9201 東証プライム市場)
問合せ先 財務部長 高橋 麻起
(TEL 03-5460-3121 (代表))

第1回社債型種類株式優先配当金の配当率の決定に関するお知らせ

日本航空株式会社は、2026年4月30日開催の取締役会において決議しました第1回社債型種類株式の発行（以下「本募集」といいます。）に関し、本日付の取締役会において第1回社債型種類株式優先配当金の配当率を決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 配 当 年 率
- (i) 2032年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年4.000%（注1）
 - (ii) 2032年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日における1年国債金利（注2）に6.981%を加えた率
- （注1）2027年3月31日を基準日とする第1回社債型種類株式優先配当金の額は、331.50円となります。なお、2026年9月30日を基準日とする第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払う場合は、当該第1回社債型種類株式優先期中配当金131.50円を控除した額となります。
- （注2）詳細につきましては、2026年4月30日付「第1回社債型種類株式の発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。
2. 申 込 期 間 2026年5月20日（水）から2026年6月2日（火）まで
3. 払 込 期 日 2026年6月3日（水）
4. 上 場（売買開始）日 2026年6月4日（木）

この文書は第1回社債型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

I. 上記を除く主な第1回社債型種類株式の発行条件

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 日本航空株式会社第1回社債型種類株式 20,000,000株 |
| 2. 発行価格（募集価格）の総額 | 200,000,000,000円（1株につき10,000円） |
| 3. 払込金額 | 1株につき9,750円 |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額
97,500,000,000円（1株につき4,875円）
増加する資本準備金の額
97,500,000,000円（1株につき4,875円） |

（注）当社は、2026年4月30日開催の取締役会において、本募集による第1回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えることを決議しております。

II. 今回調達資金の使途

本募集による手取概算額 194,000,000,000円については、2028年3月末までに全額を、エアバスA350型やボーイング737-8型などの最新鋭機材の購入に係る設備投資資金の一部に充当する予定です。

以上

この文書は第1回社債型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。